①全体についての消防計画			
	年	月	日
1 目的及び適用範囲			
この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき ①		_全体の	防火管
理についての必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び	人命の	安全、	被害の
軽減を図ることを目的とし、当建物の従業員すべての者に適用する。			
2 管理権原者及び総括防火管理者、各事業所の防火管理者の業務と権限	艮		
• 管理権原者			
(1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画(以	下「事	事業所の	消防計
画」という。) に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務	を実施	西させ、	適正に
その業務を遂行する。			
(2) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全	本につ	ついての	防火管
理上必要な業務を行わせなければならない。			
協議の方法は、②		_とする	0
(3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防	人管理	1上必要	な業務
を適切に遂行できるように協力する。			
(4)管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、所轄消防署長に履	は出	る。	
(5)各々の管理権原が及ぶ範囲は <u>別表1</u> のとおりとする。なお、各事	業所の	消防計	・画にお
いてもその範囲を明記するものとする。			
• 統括防火管理者			
総括防火管理者はこの消防計画の作成及び実行についてすべての権	限を持	持って、	次の業
務を行う。			
(1) ①全体についての消防計画の作成(変更)			
(2)消火、通報、避難誘導などの訓練の実施			
(3) 火災予防上の自主検査の実施と監督			
次の項目を実施し、不備・欠陥事項がある場合は、改修促進を図	る。		
ア 建物 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段			
イ 防火設備 <u>防火戸、防火シャッター、防煙</u> たれ壁			
ウ 避難施設 階段、避難口			
工 電気設備 ③			
才 危険物施設 ④			
カ 火気を使用する設備器具(以下「火気設備器具」という。)			
<u> </u>			
キ 消防用設備等・特殊消防用設備等⑥			
(4) 防火対象物の定期点検の立会い (<u>該当対象物のみ実施</u>)			

(5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

(6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立 (工事中の消防計画は別に定める)

- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 全従業員に対する防災教育の実施
- (10) 担当責任者に対する指導、監督
- (11) 管理権限者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) その他 (12)

各事業所の防火管理者

- (1) 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。
 - ア 防火管理者を選任又は解任されたとき
 - イ 事業所の消防計画を作成又は変更するとき
 - ウ 防火対象物の法定点検の実施及び結果について
 - エ 消防用設備等・特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の法定点検の実施及び結果について
 - オ 建物等の定期検査の実施及び結果について
 - カ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改 修したとき
 - キ 火気を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)又は電気設備の新設、 移設、改修等を行うとき
 - ク 臨時に火気を使用するとき
 - ケ 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
 - コ 客席又は避難通路の変更を行うとき
 - サ 用途(一時的を含む。)を変更するとき
 - シ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
 - ス 催物を開催するとき
 - セ 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
 - ソ 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - タ 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
 - チ 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
 - ツ 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
 - テ 自動火災報知設備等と連動した通報(自動通報)装置を設置するとき
 - ト その他火災予防上必要な事項
- (2) 防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を 作成する。
- (3) 防火管理者は、他の防火管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火業務を推進する。

3 自衛消防組織と任務分担

① の自衛消防組織として、<u>総括防火管理者</u>を隊長とし、次の任務分担により 自衛消防組織を編成する。自衛消防隊長は、人命安全を確保するため、消防用設備等の位置 及び屋外へ通じる避難経路を明示した⑦避難経路図を作成し、周知徹底しなければならない。

自衛消防隊長		(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)				
	班編成表	火災時発生時の任務				
指揮班	班長	・ 隊長の補佐・ 各班への活動命令並びに情報の収集・ 消防隊への情報提供並びに災害現場への誘導				
通報連絡班	班長	・ 消防署(119番)への通報並びに通報の確認・ 館内(事業所内)へ火災等発生の放送並びに避難方向の指示・ 関係者への連絡(別紙緊急連絡一覧表参照)				
消火班	班長 	・ 出火場所に直行し、消火器等による消火活動・ 伊万里・有田消防本部消防隊との連携及び補佐				
避難誘導班	班長	・ 出火階並びに上階に直行し、避難開始の指示・ 非常口の開放並びに開放の確認・ 避難上障害となる物品の除去・ 逃げ遅れ及び負傷者を確認し、指揮班へ報告				
安全確保班	班長 ————————————————————————————————————	・ 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖・ 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止・ エレベーター、エスカレーターの非常時の措置				
救護班	班長 ————————————————————————————————————	・ 負傷者の応急処置・ 伊万里・有田消防本部救急隊との連携並びに負傷者の 情報提供				

4 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1)情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を提供する。

- ア 防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び 建具表等
- イ 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図

(2)消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、消防隊の誘導のための配置員を配置する。

5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (3) 物置、空室、倉庫等の施錠を行う。
- (4)終業時には必ず施錠する。
- (5) その他 (12)

6 避難施設等の維持管理

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を 適正に管理する。

- (1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階 段等の幅員を有効に保持する。
- (2) 安全区画、防煙区画の維持管理
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
 - イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

7 自主点検検査

- (1) 火気管理等の自主点検は日常点検と定期点検とに分け、防火管理者の指示で下記の任務分担により実施する。
- (2) 日常点検については<u>別表2及び3</u>を使用し毎日、定期点検については<u>別表4</u>を使用し 週1回実施する。

	建物検査 担当者	・建物内外の防火上の検査 ・防火戸の機能検査
	火気使用施設の検査 担当者	・火気使用設備・器具の検査・灰皿等の処理の確認
総括防火管理者	電気設備検査	・電気使用箇所、器具等の点検
<u> </u>	担当者	・電気配線、コンセントの確認
	消火設備検査 担当者	・消火器等は適正に配置されているか ・ 紛失、破損等はないか
	避難設備検査	・避難経路、非常口等に避難の障害と
	担当者	なるものはないか

8 消防用設備等の法定点検

消防用設備等の法定点検は次のとおりとする。

点	炒	対	白	≑几	烘	点		検	Ę		施		月	点	検	業	≯
小小	1円	XJ	涿	臤	7/用	機	器	点	検	総	合	点	検	尽	19	未	者
消		少	<		器												
8														業者	名⑨		
							月、	月			月			TEL			
						(6	万月	に1回])		(1年に	- 1回))			契約を結	
															、整備を	を実施す	る。

- (1)機器点検は6ヶ月ごとに実施し、総合点検は1年ごとに実施する。
- (2) 点検の結果は、維持台帳に保存するものとし、点検結果は⑩<u>年</u>に1回、伊万里・ 有田消防本部消防長に報告しなければならない。
- (3) 点検の結果、不備欠陥事項があった場合については、早急に改善するものとする。

8 地 震 対 策

責任者を____として下記のとおり実施する。

- ・日常の地震対策
- (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置
- (2) 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置。
- (3) 火気使用設備器具等からの出火防止措置
- (4) 危険物等の流出、漏えい防止措置
- (5) その他 ①
- (6) 地震時の<u>非常用物品等</u>※(作成例参照)を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検を 実施する。

・地震後の安全措置

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備器具の直近にいる従業員は、元栓の閉止又は電源を切り、火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 避難通路を確保する。
- (4) 出火状況の確認、けが人発生状況を確認する。
- (5) 地震動終了後、二次災害の発生を防止するため、建物及び設備器具等の点検、検査を 実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (6) その他 ⑫_____

9 防災教育及び訓練

統括防火管理者は、次により訓練及び防災教育を実施する。

訓練種別実施時期		実施時期	訓練内容			
総合訓練		月	消火、通報、避難の訓練を連携して実施し、必要と 認める場合は消防署への指導を要請すること			
部	消火訓練	月	消火器具の取り扱い要領の習熟を図り、初期消火訓 練を行う			
分訓	通報訓練 月		119番への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る			
練避難訓練		月	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟			
防災			消防計画の周知徹底 職員各自の任務及び責任の周知徹底			
教育	新入社員	その都度	消防用設備等の使用方法 その他火災予防上必要な事項			

[※] 飲食店、物品販売業の店舗、旅館、病院などの特定防火対象物は消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。

10 消防機関との連絡等

消防機関への報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者
統括防火管理者選任(解 任)届出	統括防火管理者を定めたとき、又はこれ を解任したとき	管理権原者
全体についての消防計画作成(変更)届出	全体についての消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときア 統括防火管理者の変更及び自衛消防組織の大幅な変更 イ 建物の用途変更、増築、改築、模様 替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更ウ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	統括防火管理者
訓練実施の通報と報告	自衛消防訓練を実施する前と実施後 ※訓練報告書あり	統括防火管理者
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告	⑩年に1回(総合点検終了後)	管理権原者 統括防火管理者 の確認を要す
防火対象物定期点検報告	該当対象物のみ報告(1年に1回) 防火対象物点検資格者による	管理権原者 該当対象物 のみ
消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	消防用設備等を新設、増設、移設等を行ったとき(詳細は消防本部問合せ)	管理権原者

1 1	防火管理業務の一部委託について	「該当・非該当〕	該当する場合下記記入

- ・ mハng生来切い m安庇について l談当・非談当」該当する (1)防火管理に関する業務の一部を⑪____ TEL に委託する。
- (2) 委託を受けて防火管理業務に従事する者はこの計画の定めるところにより管理権限 者・統括防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。 ※防火管理の一部委託を行う対象物については別表5の一部委託状況表を提出すること。

12 緊急時の連絡先

建物関係者不在時に災害等が発生した場合の緊急連絡先

TEL

付 則

この消防計画は 年 月 日から実施する。